

発表事項

- 1 社会保険診療報酬支払基金定款の一部変更
- 2 改組に伴う関係者への周知
- 3 懲戒処分
- 4 令和7事業年度前期高齢者等特別会計の決算の承認並びに令和8事業年度特別会計予算、事業計画及び資金計画変更の認可
- 5 令和8年5月審査分の審査状況
- 6 令和8年6月審査分の特別審査委員会審査状況

虚偽報告及び備品等の不適切な処理に係る懲戒処分

1 事案の概要（経緯）

新潟審査委員会事務局の管理者である職員が、事務局建物の鍵を紛失し、虚偽報告及び鍵管理簿の改ざんを行ったことが判明した。

これらの行為は、基金職員として許されざる非違行為であることから、就業規則に基づき、6月30日付けで懲戒処分とした。

2 被処分者の所属・職務及び処分量定

新潟審査委員会事務局

・ 管理職（課長代理） 減給

【参考】就業規則

就業規則 ※抜粋

(遵守義務)

第3条 職員は、この規則を守り、互いに協力し、誠実に職務に当たり、特に、次の事項に留意し、業務の円滑な運営に努めなければならない。

- 1 品位を保ち、教養の向上を図るとともに、技量と識見の高揚に努めること。
- 2 職制により定められた上長の指示命令に従い、職場の秩序を保持すること。
- 3 勤務時間中は、職務上の注意力のすべてを職務遂行のために用い、自己の職務を正確かつ迅速に処理し、業務の能率を高めること。
- 4 保険者、診療担当者、その他関係者すべてに対し、常に親切丁寧に接すること。

2 前項のほか、職員が遵守すべき事項については、別に定めることができる。※

(懲戒の対象)

第60条 職員が次の各号の1に該当したときは、懲戒処分にする。また、他の者をして次の各号の1の行為をなさしめ、又はこれをあおり、若しくはそそのかした者についても同様とする。

1 この規則その他遵守すべき事項に違反したとき